

成年後見制度利用促進専門家会議
第1回 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ

裁判所における取組の状況等について



令和8年7月15日
最高裁判所事務総局家庭局

報告事項

裁判所における 取組の状況

適切な後見人等の選任・交代

後見人等に関する苦情等への適切な対応

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

適切な身上保護事務の監督

その検討内容も踏まえた身上保護事務に係る適切な報酬算定

報酬実績の公表

不正防止に関する取組

担い手の確保・育成の推進

民法等改正（成年 後見制度の見直し）に係る対応

各家庭裁判所に対する改正民法の趣旨の周知や研修の予定

制度利用終了等の場面における資料収集の方策について

裁判所における取組の状況①

適切な後見人等の選任・交代



【適切な後見人等の選任に向けた取組】

家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学を行うなど、申立前の権利擁護支援やチーム支援の実情について理解
- 個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、福祉・行政等の関係機関との間で、後見人等を選任する際の考慮要素や後見人等候補者のイメージを共有
- 専門職の職種選定や選任形態について、裁判所内部の研究会等における意見交換を通じてイメージを共有《自律的検討》
- 適切な後見人等を選任するための資料として、本人情報シートを活用



【適切な後見人等の交代に向けた取組】

令和7年4月から、後見等事務報告書の統一書式（定期報告用）に、「課題の解決状況」を始めとする今後の後見事務の方針を記載する欄を設定
⇒家庭裁判所・後見人等において、課題の状況を把握する契機となり、後見人等による自発的な交代の要否の検討等につながることを期待されている

裁判所における取組の状況②

後見人等に関する苦情等への適切な対応



福祉・行政等の関係機関から、後見人等に関する情報提供を受ける際の運用上の工夫等につき、裁判所内部の研究会等において意見交換

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学や模擬事例の検討等を通じて、後見人等の選任イメージを共有
- 自治体等に対する講師派遣や統計データの提供
- 自治体等が主催する「協議会」（個別事案を取り扱う会議は除く）の傍聴・見学（支部・出張所を含む。また、オブザーバーとして参加する場合を含む。）

裁判所における取組の状況③

適切な身上保護事務の監督

その検討内容も踏まえた身上保護事務に係る適切な報酬算定



- 後見人等の意思決定支援に対する意識向上の契機となるよう、適切な身上保護事務の監督の在り方について、裁判所内部の研究会等において意見交換
- 身上保護事務に係る適切な報酬算定の在り方について、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価することなど、裁判所内部での議論を継続

報酬実績の公表

利用者にとっての予測可能性を確保するため、令和8年3月に、全国の家庭裁判所において認容で終局した報酬付与申立事件の報酬付与額の分布を公表



https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/koukenhousyukekka/index.html



裁判所における取組の状況④

不正防止に関する取組



- 定期監督における適切な審査の継続
- 流動資産高額事案における専門職の関与
- 後見制度支援信託・支援預貯金の積極的な活用（令和7年10月から静岡県内の全ての信用金庫において、保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預金の取扱いが開始）

担い手の確保・育成の推進



- 自治体が実施する市民後見人養成研修への講師派遣
- 法人後見の選任状況等に係る情報を中核機関等の求めに応じて提供する例もあり

今後の裁判所における取組

第二期基本計画及びその中間検証を踏まえ、司法機関として必要な役割を果たす観点から、今後も取組を継続

加えて、法的な課題に応じて必要な範囲で、成年後見制度を利用するという改正法の趣旨を踏まえ、福祉・行政や関係機関と共に、今後の地域連携の在り方を検討

民法等改正（成年後見制度の見直し）に係る対応

1 各家庭裁判所に対する改正民法の趣旨の周知や研修の予定

各家庭裁判所において、改正法の趣旨にかなった適切かつ合理的な審理運営が行われることが重要



改正法施行後の運用の在り方につき、大規模庁における集中的、先行的な検討を経て、それを全国規模の協議会や研修に発展させていくことを予定

2 制度利用終了等の場面における資料収集の方策について

○上記のとおり、成年後見制度の見直しを踏まえた運用についてはこれから検討されていくべきもの（最高裁としては運用の検討を後押し）

（👉 補助終了の場面）

○制度利用の必要性の消滅につき、補助人から提出される資料や、その他必要に応じて収集した資料により確認して判断

- ・家事事件手続法 120 条 3 項に基づく市町村長等への意見照会の在り方
- ・本人情報シートを含む証拠資料の活用の可能性

といった事項についても、判断に必要な事情を適切かつ合理的に収集・取得する方策に関する運用の検討が進められる中で、検討されていく見込み